

平成31年3月11日

各 位

会社名 株式会社 安江工務店
 代表者名 代表取締役社長 山本賢治
 (コード番号：1439 東証JASDAQ・名証第二部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 印田昭彦
 (TEL 052-223-1100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成31年3月11日開催の取締役会において、平成31年3月28日開催予定の第44回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

事業環境の変化に対応し、企業統治及びリスク管理を強化する為、役付取締役として会長職を新設し、併せて取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(変更箇所は、下線で示しております。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名及び</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役会長及び</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成31年3月28日(予定)
 定款変更の効力発生日 平成31年3月28日(予定)

以 上